364

質問第三六四号平成二十年五月八日提出

後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問主意書

提出者 山井和

則

後期高齢者医療制度における世帯のとらえ方に関する質問主意書

制度設計は大きく変更された。しかし、この制度設計の変更は多くの不整合を生じさせている。 後期高齢者医療制度は、 これまでの生計を一にする家族の絆を基本とする健康保険制度の在り方から、 七十五歳以上の国民を、 これまでの世帯単位の健康保険制度から分離するもので 個人単位の在り方に、 世帯のとら

厚生年金年額二一〇万円を受給する七十六歳の夫と、 市町村が七割・五割・二割軽減の三段階の軽減措置をとっていると仮定する。 基礎年金年額七九万円を受給する七十三歳の妻か

え方の問題について、以下質問する。なお以下の質問においては、

国民健康保険料の軽減措置について考え

者医療制度、 らなる、 年金収入のみで生活する夫婦二人世帯では、 妻は国民健康保険に加入することとなる。 後期高齢者医療制度の導入によって、 夫婦共に国民健康保険に加入している時には夫の 夫は後期 高齢

所得で夫婦二人が生活しているととらえられ、 年金収入が、二人世帯の被保険者均等割額の二割軽減 を受

けることの出来る二三八万円以下であるため、 被保険者均等割額と世帯平等割額の二割軽減を受けること

が可能であった。 しかし、 夫が後期高齢者医療制度に移行してからの保険料の算定に当たっては、 後期高

齢者医療制度の被保険者は世帯に一人であると扱われ、 年金収入が、 単身世帯の場合に被保険者均等割額

られ の二割軽減を受けることの出来る二〇三万円を超えているため、 ない。 以上の理解に間 違いはない か。 間違いがあれば、 指摘していただきたい 被保険者均等割額の二割軽減措置は受け

二 一で挙げた夫婦の妻の保険料の算定に当たっては、夫は特定同一世帯所属者と扱われ、 則的には二割軽減が適応される。 と世帯平等割額の七割軽減の対象ではなくなり、平等割額については五年間の五割軽減措置はあるが、原 た合計所得が基準となる。この結果、妻のみを単身世帯と考えた場合には適応される、被保険者均等割額 以上の理解に間違いはないか。 間違いがあれば、 指摘していただきた 夫の所得も含め

三一と二に示した事例において、 度に移行することによって、 ことを根拠に、妻を扶養し、 を構成している事実は、 夫が七十五歳になる前も後も何ら変わりはない。 妻と世帯を構成しているという事実は無視され、保険料軽減が行われない。 後期高齢者医療制度においては、 世帯主である夫が妻を扶養する形で、 妻が後期高齢者医療制度の被保険者でない 夫婦が居住と生計を一にする世帯 しかし、 夫が後期高 齢者 医療制

11

軽減が縮小される。 妻は、夫に扶養され、 後期高齢者医療制度に移行した夫には、 夫と世帯を構成している事実を認定され、単身とみなされた場合より保険料 妻と世帯を構成している事実が否定され、 国

民健康保険に残る妻には、 夫と世帯を構成している事実が認定されるのは、 整合性がないと考えるが、 政

府の見解はいかがか。

四 厚生年 金年額四〇〇万円を受給する七十六歳の夫と、 基礎年金年額七九万円を受給する七十三歳の 妻か

らなる、 年金収入のみで生活する夫婦二人世帯では、 後期高齢者医療制度の導入によって、 夫は後期高齢

者 医療制度、 妻は国民健康保険に加入することとなる。 夫婦共に国民健康保険に加入している時には夫の

所得で夫婦二人が生活しているととらえられ、 夫婦合わせた年金収入が、 二人世帯で三割負担となる五二

万円未満であるため、 夫の窓口負担は一 割であった。 後期高齢者医療制度での夫の窓口負担 の割合を定

める現役並み所得の判定においては、 後期高齢者医療制 度の被保険者は世帯に一人であると扱 わ 単身

で年金収入三八三万円以上であるので、 夫の窓口負担は三割負担となる。 さらに、 二年後に、 妻が・ 七十五

歳になると、 夫婦 の収入が合わせて五二〇万円未満であるとして、 夫の窓口負担は一割に軽減される。 以

上 の理解 に間違いはないか。 間違いがあれば、 指摘していただきたい。

五 四で挙げた夫婦の妻の国民健康保険保険料の算定に当たっては、夫は特定同一世帯所属者と扱われ、 夫

の所得も含めた合計所得が基準となる。 この結果、 妻のみを単身世帯と考えた場合には適応される、 被保

は 険者均等割額と世帯平等割額の七割軽減の対象ではなくなり、 あるが、 原則的には軽減措置は適応されな 61 以上の理解に間違い 平等割額については五年間 いはな いか。 間違い があ 0 五割軽 れば、 指 減措置 摘

ていただきたい。

六 61 康保険に残る妻には、 保険に残った妻については、 る事実は無視され、 を構成している事実は、夫が七十五歳になる前も後も、妻が七十五歳になる前も後も、何ら変わりはな 四と五に示した事例において、 にも ない。 かかわらず、 後期高齢者医療制度に移行した夫には、 単身者としては高収入であるとみなされて、 後期高齢者医療制度に移行した夫については、 夫と世帯を構成している事実が認定されるのは、 夫に扶養され、 世帯主である夫が妻を扶養する形で、 夫と世帯を構成している事実を認定され、 妻と世帯を構成している事実が否定され、 三割負担が課せられる。 国民健康保険に残る妻を扶養してい 夫婦が居住と生計を一にする世帯 整合性がないと考えるが、 保険料軽 一方、 国民健康 減 政府の 国民健 措 置が

七 さらに、 四と五に示した事例において、夫婦の在り方も、収入も、 現役並み所得判定基準も、全く変わ

らないのに、

夫の窓口負担は、

夫婦とも七十五歳までは一割

(平成二十年度末までの特別措置による)、

見解はい

かがか。

口負担 夫七十五歳以上かつ妻七十五歳未満では三割、 の変化には、 何の根拠もなく、 制度としての欠陥であると考えるが、 夫婦とも七十五歳以上では一割と、 政府の見解は 変わっていく。この窓 11 か が

八 高 性と、ほとんどが六十五歳から七十四歳と推定される一一六万人の高齢女性が、夫婦でありながら、 で指摘したような事例は稀ではないと思われるが、 は二一三万人であった。この事実からすれば、 一齢者医療制度とそれ以外の保険に分かれて、 平成十七年国勢調査によれば、 七十五歳以上の有配偶男性は約三二九万人、七十五歳以上の有配 最低でも一一六万組、一一六万人の七十五歳以上の 加入していると考えられる。このことからすると、一、三 政府が以下のような事例の数を把握しているのなら、 高齢男 偶女性 後期

- 1 四と五で指摘した、 夫婦の一方のみが後期高齢者医療制度に加入することによって、一方の窓口負担
- が三割負担となる事例数

教えていただきたい

2 額や世帯平等割額の軽減が受けられないか、 一と二で指摘した、 夫婦の一方のみが後期高齢者医療制度に加入することによって、被保険者均等割 縮減する事例数

九 報道によれば、 厚生労働省は平成二十年六月十六日までに、 後期高齢者医療制度について新制度へ移行

えてい とは、 決定したということは、 するための調査については、 ころであるが、平成十九年十月十六日付内閣衆質一六八第八七号の答弁書において、 \mathcal{O} したことで本人の支払う保険料がどれぐらい増えたか減ったかを実態調査するとのことである。 調査 当該制度の円滑な施行に支障を来たしかねないことから、 ない。 の必要性を、 」と答弁があったところである。 「後期高齢者医療制度創設に伴う高齢者医療負担に関する質問主意書」 前回の答弁書にある、 …当該制度の施行前後という多忙な時期にこれらの調査の実施を依頼するこ 今回、 調査 の必要性についての判断が間違っていたことを示して 制度施行直後の多忙な時期に実態調査を行うことを お尋ねの調査を行い、公表することは考 「お尋ねの点を把握 で主張したと 私は、

+ 負担の変化も調査すべきであると考えるが政府の見解はいかがか。 た人の保険料負担のみならず、 後期高 齢者医 療制 度による保険料の変化についての実態調査においては、 後期高齢者医療制度導入の影響で保険料負担が変わる他の世帯員の保険料 もし他の世帯員についての調査を行わ 後期高齢者医療制度に移行し

+ 健康保険の被扶養者として保険料を負担していなかった七十五歳以上の高齢者が、 後期高齢者医療制

な

いのであれば、

その理由も明確にされたい。

11

ると考えられるが、

政府

の見解は

41

かが

か。

され、 か 度に移行した場合、 わらず、 居住と生計を一にする世帯を構成している事実は、 七十四歳までは保険料負担がなく、 新たに保険料負担が発生することとなる。 七十五歳からは保険料を負担しなくてはならない理由 七十五歳になる前も後も何ら変わらな 後期高齢者が、 健康保険の被保険者 41 にもか に扶養

七十四歳と七十五歳がどう違うのかを明確にして、改めて教えていただきたい。

険料の よって、 を行うのは、 か わらず、 健康保険の被扶養者となっていた七十五歳以上の高齢者が、 軽 七十五歳以上の高 減 世帯として生計を一にし、 に割合の 制度として整合性がないと思われるが、 判定は、 一齢者を、 後期高 .齢者本人と世帯主の所得の合計を基準として行われる。 強制的に世帯から切り離して後期高齢者医療制度に移行させたにもか 世帯主による扶養が行わ 政府 の見解は れてい 後期高齢者医療制度に移行した場合の保 11 かが る事実を前提とした軽減割合 か。 新制 度 (導入に 0 判定

制 11 年十二月二十五日付厚生労働省保険局長通知 Ċ 世帯、 国民 「擬制世帯において世帯主の変更を希望する場合については、 主 健 の所得の合計を基準として、 康保険においても、 保険料の軽減割合の判定は、 行われるのが原則である。 「国民健康保険における 被保険者と国民健康保険に加入してい しかし、 …当該擬制世帯に属する国 「世帯主」 この原則については、 の取扱いについ 民健康保険 て 平成十三 な にお い擬

世帯主を、 健 る手続きは、 得に応じた保険料の軽減措置を受けることが可能となっている。 制世帯主の所得が高い場合にも、 加入して の被保険者を国民健康保険における世帯主とすることができる」とされたところであり、 康保険被保険者へと変更できることとなったものである。これによって、 41 後期高齢者医療制度に加入していない擬制世帯主から、 な い擬制 存在していないと思われるが、 世帯主を、 住民票上の世帯主としたまま、 国民健康保険における世帯主のみを変更して、 間違い ない か。 もし擬制世帯主変更の手続きが後期高 国民健康保険における世帯主 一方、後期高齢者医療制度においては、 後期高齢者医療制度被保険者に変更す 国民健康保険においては、 国民健康保険加入者の所 国民健康保険に 0 みを、 齢者医 国 擬 民

十四四 療制 者資格を認定するものである。しかし、ここまでみてきたように、個人に注目する被保険者資格の認定 者資格を認定してきた。一方、 な 41 度には存在せず、 これまでの健康保険制度は、 かと思われるが、 政 府 国民健康 の見解は 康保険に存在しているのならば、 後期高齢者医療制度は、 家族の絆を重視し、 41 かが か。 居住と生計を一にする世帯の在り方によって被保険 七十五歳という被保険者個人の年齢のみで被保険 高齢者差別であり、 制度として不整合では

٢, 世帯の概念を導入した現役並み所得認定や保険料軽減の仕組みの間には、 多くの不整合が存在し、 こ

のような不整合を伴う制度には、とうてい国民の理解は得られない。 世帯を基本とするこれまでの健康保

険制度をそのままにして、七十五歳以上の高齢者のみに個人を基本とする制度を導入すると、どのように

工夫をしても、制度上の不整合が生じるのではないかと思われる。この点を考えても、 今回の後期高齢者

医療制度を国民が納得できる整合的なものとするのは困難であると思われ、この制度は一旦廃止するべき

であると考えるが、政府の見解はいかがか。

右質問する。